

食品衛生行政に携わる獣医師として

西村正樹[†] (千葉市保健所食品安全課課長補佐)

千葉市は、大正10年1月1日の市制施行により千葉町から千葉市としてスタートし、昭和63年の地域保健法(旧保健所法)に基づく保健所設置市となって、食品衛生や狂犬病予防などの公衆衛生行政を所掌した。

私はその翌年の平成元年に千葉市に採用、保健所食品衛生課に配属され、と畜検査と狂犬病予防業務を担当した。

この当時は、と畜検査などの業務は食品衛生課が所管しており、千葉県から派遣等いただいた先輩獣医師に、と畜検査はもとより、営業者の対応方法や包丁(検査刀)の研ぎ方など様々なことを教えていただいた。余談だが、包丁研ぎは、今も我が家での私の重要な仕事の一つとなっている。

その2年後、これら業務の面白味がわかり始めたころに、食品衛生業務に担当が代わり、ショックを受けたことを覚えている。獣医師でなければできない仕事があったからである。大学同期の大半は臨床に進み、公務員となった者も農政部に在籍していたので、疎外感もあった。

その食品衛生業務を4年ほど経験した後は、本庁と言われる職場に勤務した。ここでは食品衛生や狂犬病予防などの業務の企画、調整のほか、庶務、議会といった事務的な業務も多く、事務方から、「こんなことも知らないの。」「獣医師だから……」などと揶揄されることも多かった。このような業務の中にあっても、縣市獣医師会と関連した事業には生き生きして取り組んでいたと思う。立場こそ違うものの同じ獣医師として獣医師会の先輩方にご配慮いただいたおかげであると感謝している。

そして、平成19年度から再び保健所で食品衛生業務を担当した。食品衛生業務は、公衆衛生の見地から、営業の許可や食品営業施設の監視指導等によって、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康保護を図ることを目的としている。その範囲は、飲食店から食品製造施設と様々で、また、全ての飲食物を対象としているため、広く深い知識と、その知識を基にした指導力が求められている。

このため、これら業務を担う食品衛生監視員には、薬剤師、獣医師……と幅広い分野の者が充てられている専

門性の高い職種である。「指導力とは?」と思われる方も多いかもしいないが、食品衛生業務では食中毒を起こした場合など、法に抵触することが明らかなきを除き、法的拘束力が低い指導によって対応することがほとんどである。そしてこの指導が、健康被害発生の「未然防止」に大変重要な役割を果たしていると考えられている。

例えば、焼肉店において「牛レバ刺し」を提供する行為は直ちに法に抵触するものではないが、これに起因して食中毒が発生した場合は法に基づく措置、すなわち営業停止等の処分が講じられることとなる。

では、食中毒が発生しない限り野放しなのかというところ、やはりその危険性を説いて提供を止めるよう指導するのである。

この際、その危険性を如何に説明し理解させるかがいわゆる指導力であり、この食肉の例の場合、農場から食卓に至る過程や家畜の解剖、生理などを知り得る獣医師とそれ以外の者では指導力に差が出るのではないかと思っている。同様に添加物関係では薬剤師が、農産物関係では農芸化学を履修した者などが優っているが、このように様々な資格を有する者が同じ業務を行うことにより、相互に知識向上が図られ、そこで得られた知識等に基づいて、食の安全のための指導等が行われている。

ところが昨今は、「食の安全」ではなく、「食の安全・安心」と言われるようになった。産地偽装事件などが端緒となって「安心」という言葉が使われるようになった

西村正樹

—略歴—

1989年 日本大学農獣医学部卒業
同 年 千葉市保健所食品衛生課
1995年 千葉市健康部生活衛生課
2000年 千葉市動物保護指導センター
2003年 千葉市健康部生活衛生課
2007年 千葉市保健所食品衛生課
(2008年食品安全課に改組)
現在に至る



[†] 連絡責任者：西村正樹 (千葉市保健所食品安全課)

〒261-8755 千葉市美浜区幸町1-3-9

☎043-238-9934 FAX 043-238-9936

E-mail : masaki-nishimura@city.chiba.jp

と記憶しており、当時は、「安心という主観的なものを何で推し量るのか」と困惑していたが、ある事件を経てその惑いも払拭された。

その事件とは、平成19年度に発生し、国内を混乱に貶めた「中国産冷凍餃子事件」である。

事件から2年後の本年3月、中国で容疑者が逮捕されたものの、未だ全容が解明されていない現状である。このときは、国民をはじめ多くの関係者の方々から批判や意見をいただいた。

大半は、本市保健所の対応を非難するものであったが、「保健所の皆様を信頼して生活をしているのですから、しっかり業務に取り組んでください。」「一連の報道で連日連夜多忙を極めていると思いますが、どうか安心して生活できるようご配慮ください。」といった激励もいただき、改めて国民の期待の高さを認識し、食の安

全性確保という業務を的確に遂行することが、国民の「安心」に繋がっていることを実感するに至った。

そして、今ではこの任に就くことが出来得る獣医師であることに喜びを感じているところである。

団塊世代の方々が退職期に入り、一方では獣医学系大学卒の公務員離れが進み、私が公務員となった平成元年には卒業生の約3割が公務員となったが、近年では2割にも達しておらず、公衆衛生獣医師の確保が喫緊の課題となっている。

今後は、機会を捉えてこれから獣医師になろうとしている学生らに自身の経験を踏まえた公衆衛生獣医師の意義や楽しさなどを伝えるなどし、微力ながらこの課題に対応していきたい。

公衆衛生獣医師を目指す後輩が一人でも増えることを切に期待して止まない。